

浦安市幼児教育センター整備方針作成業務委託  
公募型プロポーザル 募集要項

令和8年4月13日

浦安市 健康こども部 こども課

## 1. 事業の趣旨及び目的

本募集要項は、本市の就学前の子どもたちが、保育所、幼稚園・認定こども園など、どの施設に入園しても質の高い保育・教育が受けられるよう、未就学児に関わる職員に対し、専門的な研修等を行う拠点となる「幼児教育センター」を整備するため、「浦安市幼児教育センター整備方針作成業務」の優先契約候補者の選定を行う公募型プロポーザルの実施に際し、その概要および審査手順を示すものである。

## 2. 概要

### (1) 件名

浦安市幼児教育センター整備方針作成業務委託

### (2) 業務概要

「浦安市幼児教育センター整備方針作成業務委託概要書」のとおりとする。

### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日

### (4) 委託上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を除く）

### (5) 履行場所

浦安市猫実一丁目1番1号

### (6) 事務局

浦安市 健康こども部 こども課

TEL：047-351-1111（代表） 内線 16103

TEL：047-323-6708（直通）

FAX：047-304-1505 E-mail：kodomom@city.urayasu.lg.jp

## 3. 参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

(2) 浦安市一般競争入札参加資格適格者名簿に登録されているもののうち、「委託又は測量」に登録があるもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。※浦安市一般競争入札参加資格適格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合、契約締結時まで資格申請を速やかに行うこと。

- (3) 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が申込書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立て中又は破産手続中ではないこと。
- (6) 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団またはその構成員の統制下にないない者。
- (8) 支払い金額は 2.（4）で定めた限度内であること。

#### 4. 募集及び選定スケジュール

項目	期日	備考
募集要項の公表	令和 8 年 4 月 13 日（月）	
質問の締め切り	令和 8 年 4 月 20 日（月）	
質問への回答	令和 8 年 4 月 24 日（金）	
応募受付開始	令和 8 年 4 月 24 日（金）	
応募締切 （応募書類の提出期限）	令和 8 年 5 月 13 日（水）午後 5 時	直接、こども課へ提出
1 次審査結果の通知	令和 8 年 5 月 18 日（月）予定	メールにて通知
提案書の提出期限	令和 8 年 5 月 26 日（火）午後 5 時	
2 次審査 ヒアリングの実施	令和 8 年 5 月 29 日（金）予定	時間等についてはこども課より連絡
審査結果の公表	令和 8 年 6 月中旬予定	
契約協議・契約の締結	令和 8 年 6 月下旬予定	

#### 5. 応募手続き

- (1) 浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。

募集期間は、令和 8 年 4 月 24 日（金）から令和 8 年 5 月 13 日（水）午後 5 時までとする。

## (2) 質問の受付と回答

ア 質問事項は、「浦安市幼児教育センター整備方針作成業務委託様式集」の質問書（様式1）に必要事項を記入し、「2. 概要（6）」で示したメールアドレスにEメールで提出する。なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信確認を行うものとする。

イ 質問の受付期間は、令和8年4月13日（月）から令和8年4月20日（月）午前10時までとする。

ウ 質問に対する回答は、令和8年4月24日（金）から浦安市ホームページで公表する。

## (3) 応募書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成方法の詳細は様式集に従うものとする。

### ア 受付期間

令和8年4月24日（金）から令和8年5月13日（水）（土日祝日を除く）

### イ 受付時間

午前8時30分から午後5時（土日祝日を除く）

### ウ 提出先

浦安市健康こども部こども課

### エ 提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

### オ 提出書類

別表1のとおりとする。なお、書類の提出後、明らかに参加資格要件を満たしていないと認められた事業者については失格とし、事務局において理由を明記した失格通知書を送付する。

### カ 提出部数

11部（正本1部、副本10部）提出すること。

## 6. 審査の手続き

### (1) 第1次審査

提出された応募書類を審査し、第2次審査に進む応募者（5者以上）を選定する。事業者選定委員会は、応募者が参加資格要件を満たしていることを確認した上で、別表3「第1次審査の評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い5者以上を選定する。

なお、参加資格要件を満たす応募者が5者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。これ以降の手続きは、第1次審査に合格した応募者のみを対象とする。

## (2) 提案書の受付

第1次審査に合格した応募者は、次のとおり提案書を提出するものとする。

### ア 受付期間

令和8年5月20日（水）から令和8年5月26日（火）（土日祝日を除く）

### イ 受付時間

午前8時30分から午後5時（正午～午後1時を除く）

### ウ 提出先

浦安市健康こども部こども課

### エ 提出方法

必要図書を整え、直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

### オ 提出書類

別表2のとおり任意様式での提出とする。

### カ 提出部数

11部（正本1部、副本10部）

## (3) 第2次審査

事業者選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、別表4「第2次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者（70%以上を獲得した者に限る）を業務の優先契約候補者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、冊子の仕様とページ構成の点数が最も高い応募者を優先契約候補者として選定する。

最高点を獲得した応募者が、選定後に参加要資格件を満たさないと認められた場合、または提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、優先協定締結候補者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者と交渉を行う。

## (4) ヒアリングの実施

### ア 実施日時等

令和8年5月29日（金）に実施予定。時間及び場所については、第1次審査に合格した応募者に通知する。

### イ 出席者

責任者及び主担当者（業務の中心的役割を担う担当者）を含め4名以内とする。

### ウ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明20分以内及び質疑応答10分程度の30分程度を予定とする。なお説明は、提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。説明は主に主担当者が行うこと。

## 7. 提出書類の取り扱い

- (1) 応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先協定締結候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- (2) 優先契約候補者にならなかった応募者の提出書類は、優先契約候補者の選定後、速やかに返却するものとする。ただし、応募者の了承があれば、市において破棄するものとする。
- (3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。
- (4) 提案に必要となる費用等一切は、申込者の負担とする。

別表1 応募書類の内容

項目	内容説明	様式等
質問書	必要に応じて提出してください。様式に従って作成してください。	様式1
申込書表紙	様式に従って作成してください。	様式2
参加申込書	様式に従って作成してください。	様式3
会社概要書	会社概要や経営方針、応募の理由を様式に従って作成してください。	様式4
会社業務実績書	会社の過去5年間の同種業務の実績を様式に従って作成してください。	様式5
納税証明書	直近1カ年の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税の納税証明書（複写可、1部は原本とすること）	—
業務実施体制	受託した場合の業務体制（責任者及び主担当者の氏名、各々の業務内容等）を様式に従い具体的に記載してください。	様式6
実施方針	業務目的の実現に向けて、浦安市の地域特性を踏まえ、業務全体の考え方や進め方を記載してください。	任意様式 A4版1枚以内
業務工程表	業務内容が網羅された業務工程表を作成してください。	任意様式 A4版1枚以内
見積書	内訳書を添えて提出してください。	任意様式

別表2 提案書の内容

大項目	テーマ	内容説明	様式等
提案内容	1、【業務内容①】本市の幼児保育・教育に関する現状と課題を整理分析し、庁内会議等の運営支援を行う	具体的な手順と工程を提案してください。	自由 A4
	2、【業務内容②】幼児保育・教育に係る職員へのアンケートについて提案、調査実施及び分析を行う	アンケート案、調査実施方法及び集計方法等について提案してください。	自由 A4
	3、【業務内容③】他の自治体での参考となる事例を調査し整理分析する	調査の実施方法、工程及び報告書の構成等を提案してください。	自由 A4
	4、【業務内容④】幼児教育センターの整備方針の提案について	整備方針の構成を提案してください。	自由 A4
	5、【業務内容⑤及び⑥】研修プログラム及び改修工事に向けた資料等の作成支援のについて	研修プログラム及び幼児教育センター改修工事設計業務委託に関する資料等の作成支援の方法を提案してください。	自由 A4

※様式等の自由 A4 は、片面で1枚とする。(A3サイズの場合は、折込みとする。)

別表3 第1次審査の評価基準

評価項目	評価内容	配点
応募者の概要	応募の理由が明確で、熱意が感じられるか評価する	15点
過去の実績	過去の業務の実績が十分あるか評価する	15点
担当者等実績	担当者等の実績は十分か評価する	20点
合	計	50点

別表4 第2次審査の評価基準

	評価項目	評価内容	配点
実施体制	専任性	過去5年以内に行った実績は業務の規模等含め十分かどうか。	5点
	実施体制の適格性	人員配置計画等の業務体制は十分かどうか。	10点
	主担当者における技術力の確認	主担当者の業務実績や本業務への信頼性があるかどうか。	5点
ヒアリング	業務説明	業務に関する確かつ簡潔に説明が行われているかどうか。	5点
	質疑対応能力	質疑応答は明快かどうか。	5点
	取組み意欲	業務に対する取組み意欲があるかどうか。	5点
企画提案	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高く、業務実施上の配慮事項に関する的確に把握しているかどうか。	10点
	提案内容の評価	業務内容①～④の提案内容が創意工夫されていて、実現可能な提案内容であるかどうか。	20点
		業務内容⑤～⑥の提案内容が創意工夫されていて、実現可能な提案内容であるかどうか。	15点
	業務スケジュール	整備方針策定までのスケジュールが十分に示されているか。	10点
	金額	提案内容に対して金額は妥当かどうか。	10点
合 計			100点